

秋田県介護支援専門員連絡協議会 広報

「秋田県介護支援専門員連絡協議会広報」第1号の発刊にあたり

介護支援専門員として、質の高い専門性と倫理性を備えていくことが重要

秋田県介護支援専門員連絡協議会 会長 福本 雅治

秋田県介護支援専門員連絡協議会では、今年度の活動方針として、組織、活動、財政、事務局の各基盤の強化（組織の基盤と資金的基盤を強化）に着手していくこととしています。その一環として、この度、広報部会を立ち上げ、広報を発行することになりました。会員のニーズに即した情報提供を図ることを主目的にして、親しまれる広報にしたいと考えています。

さて、平成12年4月に介護保険制度がスタートして、7年余りが経過しており、その中で介護支援専門員の位置づけや役割もその重要性が認識されるようになってきました。

平成18年4月の介護保険法の改正においては、介護支援専門員を法律の定義規定に明確に位置づけられ、まさに介護保険制度の中核を担う要としての役割を担うまでとなっています。

県内では、これまで約3,900名の介護支援専門員が合格しており、約半数が実務において活躍していると聞いております。

こうした中において、県介護支援専門員連絡協議会は、県内9圏域の介護支援専門員の連絡会の連合体として、平成14年5月18日に発足して5年目を迎えることができました。

平成18年度には、県内3地区に再編成し、また日本介護支援専門員協会の秋田県支部としても活動を行っていくことにもなりました。会員は平成18年度には1,093名を数え、日々のケアマネジメント業務を実践するとともに研修や研究を重ねながら資質向上や精度の充実をめざして活動に取り組んできました。

昨今、介護保険制度を根底からゆらす、事件がマスコミから報じられるようになり、介護支援専門員としても今一度活動を問い直す機会となりました。介護支援専門員として、より質の高い専門性と倫理性を備えていくことが重要であり、求められてきています。今後は、これまでの研修体系を見直し、できるだけ研修機会を増やしていくしくみを考えています。

会員個々のレベルアップをはかり、介護保険制度の要として活躍できるような支援を図って参りますので、今後とも会運営にはご協力をいただきますようお願いいたします。

【目次】

「秋田県介護支援専門員連絡協議会広報」第1号の発刊にあたり	1-4
秋田県介護支援専門員連絡協議会会長 日本介護支援専門員協会会長	
【祝辞】介護支援専門員に期待すること	
秋田県健康福祉部長寿社会課 課長 秋田県長寿社会振興財団 理事長	
【寄稿】第1号発刊によせて ～歴代会長より～	
平成19年度 秋田県介護支援専門員連絡協議会 事業計画・役員紹介・予算	5-7
平成19年度 第1回通常総会出席報告	8
介護支援専門員 倫理綱領	9
各地区インフォメーション	10-11
【お知らせ】秋田県健康福祉部長寿社会課より	12
県連絡協議会スケジュール	13-15
事務局便り	16

「国民のためのケアマネジメント」を目指す

広報第1号発行に寄せて

日本介護支援専門員協会 会長 木村 隆次

秋田県の介護支援専門員の皆様、こんにちは。

このたび、会員の皆様のニーズに即した広報誌が発行されましたこと、心よりお慶び申し上げます。

平成17年11月に設立した当協会は、本年6月末現在で会員数約39,000人となり、都道府県支部は43を数えるまでになりました。公益法人取得を目指しておりますので協会事業の「公益性」についても問われているところで、国民のために何ができるかということで考えれば、「国民のためのケアマネジメント」を確立することにあるはずで。

医療との連携…。よく耳にしますが、実際に来年4月には「後期高齢者医療制度」が導入され、今にも増して「介護」と「医療」との連携がより重要になります。要介護認定者の概ね80%が75歳以上ということを考えれば、この新たな制度は、介護支援専門員の日々の業務に直接関係してくると言っても過言ではありません。介護支援専門員は利用者と各専門職、地域のさまざまな人々との「連携」を担う役割があり、介護給付サービスだけではなくお金のかからない地域資源も組み合わせたケアプランの作成が求められます。今後は医師との情報交換も緊密にする必要があるでしょう。

当協会では介護支援専門員に求められる知識・技能・倫理等の資質向上のため、さまざまな事業で皆様を支援してまいります。

インターネットで配信する研修システム「e-learningシステム」も、ほぼ構築されました。このほか、当協会ホームページの会員専用頁では、介護報酬改定作業の根拠となるデータを集積するための所属機関ごとの調査実施、また中央の情報や各種通知、医療制度のことなども掲載してまいりますので、ぜひご覧いただきたいと思っております。また、協会からは携帯電話メールに情報を発信することも可能になりました。個人のパソコンメールアドレスをお持ちでない方は会員専用頁から携帯電話のメールアドレスをご登録くださいますようお願いいたします。

最後になりましたが、広報誌創刊により会員相互の交流が一層深まることを祈念し、創刊に寄せての言葉とさせていただきます。

日本介護支援専門員協会
JCMA Japan Care Manager Association

【協会に入会すると下記のようなメリットがあります】

- その1 - 情報もりだくさんの会員専用WEBサイトにアクセス可能！
会員のみには与えられるIDとパスワードを利用した会員専用WEBサイト「JCMA.NET」へアクセスが可能になります。
- その2 - 会員カード(身分証明書)
本会会員であることを証明する会員証明カードをご提供いたします。この会員カードを提示することにより、様々なお得な特典を得られます。
- その3 - メールマガジンの配信
最新の情報をリアルタイムでメールにまとめ、会員の皆様に随時お届け致します。
- その4 - 各種調査等への直接参加
インターネット上で介護支援専門員の各種調査等に直接参加でき、個人の意見を反映することができます。
- その5 - 会員特別価格での書籍購入
本会が発行・斡旋する書籍を会員特別価格で購入することができます。
- その6 - 会員特別価格での研修や講演の受講
各種研修会・講演会を会員特別価格で受講できます。
- その7 - e-learning の受講
インターネット上でのe-learning（コンピューターネットワークを活用した教育や研修）形式の研修により、時間のある時にマイペースで受講（有料）することができます。また単位取得証明などオンラインでの発行を予定しております。
～日本介護支援専門員協会HPより～

【祝辞】 介護支援専門員に期待すること

日頃、当協議会の事業運営にご協力いただいている「秋田県健康福祉部長寿社会課」様と「秋田県長寿社会振興財団」様より、「介護支援専門員に期待すること」として、ご祝辞をいただきました。

「介護分野をリードする力強い組織として」

秋田県健康福祉部長寿社会課
課長 柴田 暹 様

秋田県介護支援専門員連絡協議会広報第1号の発刊にあたり、心からお祝いを申し上げます。

貴会には、日ごろ県地域ケア体制整備構想検討委員会や介護サービス評価協議会など、多方面に亘って介護保険制度の推進に積極的なご支援・ご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ご承知のとおり、昨年4月の制度改正に伴いましては、介護支援専門員の資質向上及び専門性の向上を図るため、研修の義務化、資格の更新制等が導入されました。

また、ケアマネジメントの独立性及び中立性を確保するため、標準担当件数の見直しや独自性の評価等が実施されております。

さらに、サービスの質の確保・向上のため、介護サービス情報の公表、事業者指定の欠格事由の見直しや更新制の導入等が行われております。

これらは、サービスの質への要求の高まりに対応するための改正であります。介護保険制度の信頼を確保し、維持・発展を図るためには、介護支援専門員の皆様の役割は益々重要であると考えております。

秋田県介護支援専門員連絡協議会は、高度な専門性を有する職業人の集団として、県内のケアマネジメント活動を支えるとともに、本県の介護分野をリードする力強い組織として、一層充実され、発展されますことを、ご期待申し上げ、お祝いいたします。

「広報第1号の発刊に寄せて」

(財)秋田県長寿社会振興財団
理事長 井上 裕司 様

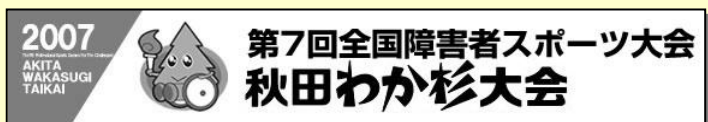
この度、秋田県介護支援専門員連絡協議会が、県内9圏域の介護支援専門員の連絡会の連合体として、また日本介護支援専門員協会の秋田県支部として再構築され、会員の情報交換の場として、新たに広報第1号を発刊されますことを、心からお祝い申し上げます。

介護支援専門員は、平成12年度の介護保険法の施行に先立ち、平成10年度から、本財団が県の指定を受けて、介護支援専門員実務研修受講試験、並びに実務研修を実施して以来、この9年間で3,842名の研修修了者・登録者を数えています。

介護保険制度の中で、介護支援専門員はその中核として、サービス担当者会議の開催やサービス事業者をはじめとした関係機関との連携等、他職種との連携の中で、ケアマネジメントを通じて地域の要介護・要支援高齢者の自立生活支援に取り組むなど、重要な位置づけとされており、利用者・家族の安心・安全を守る活動は、高く評価されております。

一方、こうした中で、公正・中立の確保等、介護支援専門員に関する諸課題が浮きぼりにされており、昨年度の介護保険法の改正により、地域包括支援センターの創設、介護支援専門員の研修の義務化・体系化、資格登録の更新制の導入、主任介護支援専門員の創設など、介護支援専門員に関する一部見直しが行われております。

本財団では、引き続き、介護支援専門員に対する研修の実施をはじめとして、県民への介護情報の提供、相談・講座の実施等、県民への介護保険制度の普及・啓発に努めていく所存ですが、貴会におかれましても、会員の皆様のニーズに即した情報交換の場として、さらには、研修の充実やリーダーの養成等、会員サポートの充実強化が図られるとともに、県民の福祉の増進のため、ますますの充実・発展をされますことをご期待申し上げ、お祝いの言葉といたします。



【寄稿】第1号発刊によせて～歴代会長より～

これまで県協会の会長を務めてこられた、初代会長高橋英弘さん、前会長佐藤博さんから、ご寄稿いただきましたので紹介いたします。

「思い返せば…」

初代会長 高橋 英弘 (H. 14年度～H. 15年度)

たった5年前なのに、ずいぶんと時がたってしまったような気がする。

あれは平成14年の5月半ば、一日中曇り空の日に社会福祉会館の大会議室にて当会の設立総会が挙行された。県の保健福祉部長をはじめとする来賓の出席の中間会議室が一杯となる参加者であった。世間的にも注目を集めたのか報道各社も取材にみえていた。改めて大役を引き受けてしまったんだなと実感した一日であった。

この日より10カ月前、県の担当者の呼びかけにより県内九圏域のケアマネ組織の代表による準備会が置かれ、県協会設立のための話し合いが進められた。この年の春に在宅介護支援センターの協議会をベースとして、関係者の熱心な協力のもと、男鹿南秋河辺圏域のケアマネ協議会が設立され、わたしはその代表として準備会より参加することとなった。準備会に参加して驚いたのは、各圏域の組織化が一樣ではなく、未組織の所や、組織化されていても圏域の一部の地域だけだったり、介護保険の事業者組織の一部門であったりと様々な形態をとっていたということだった。

当面の県協会の仕事は、第一義に各圏域がケアマネ一人一人が会員である職能団体として整備していくことを支援すること。第二義としてLL財団が中心となって進めるケアマネへの研修、支援に当事者団体として協力体制を構築すること。第三義に全国組織の設立に向け他の都道府県協会と連携していくことだった。三つとも、それなりの道筋は作れたかなと思っている。

この当時よりケアマネの専門性について考えることが多かった。関係分野も含めての知識はもちろんだが、対象者に寄り添う姿勢がそうではないかと思う。認知症の方はもちろん、介護サービスを必要とする方の多くが自己を主張することが困難となっている。そんな方々と社会を結ぶ専門家としての謙虚な役割が最重要と、今も考えている。

「秋田県介護支援専門員協議会設立の思い出」 前会長 佐藤 博 (H. 16年度)

平成13年12月、秋田県長寿社会課の担当主幹から「全国で介護支援専門員連絡協議会の無い都道府県が秋田県を含めて数県なので、是非設立したい。初めは県が音頭をとるので、是非協力して欲しい。」この電話が、秋田県介護支援専門員連絡協議会設立の発端でした。既に県内では7箇所の地区協議会が設立され、活動が行われていました。年明け早々に、県の担当主幹と規約や設立趣意書などの、設立発起人会のシナリオをFAXでやり取りした日が思い出されます。当時、私は皆瀬村役場で、4月からの介護保険制度の第2期見直しと支援費制度導入準備で精神が高まっていた時期でしたので、少しは「ついで」気分シナリオ作りに没頭しました。

5月の設立総会には全県から多数の仲間に出席をいただき感無量の心境でした。初代会長に高橋英弘氏が就任され、秋田県にも協議会が発足した瞬間でした。

平成16年の役員改選で、会長の重責を担うことになり、高橋会長の土台を更に発展させるため理事会一丸となり、会員が求めている研修会のあり方について議論しました。折りしも「日本ケアマネジメント学会in秋田」開催の打診が入り、理事の総意により開催したことは、最も思い出に残る事業でした。当時の役員の方々には本当にご難儀をおかけしました。

私の会長在任は、1年という短いものでありました。(現会長には突然の会長職をお願いし、申し訳なく思っております。)17年4月1日付けで厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課(制度改革推進室併任)障害福祉専門官に就任し、障害者ケアマネジメントの研修会や全国都道府県研修テキストの作成を手がけてきました。そうは言っても、ケアマネジメントは障害者も高齢者も違うわけは無く、秋田県のケアマネのレベルの高さをスタンダードに全国バージョンを作り上げてきました。これも、秋田県の皆様とケアマネジメントについて議論した基礎が、私を支えてくれたものと感謝しております。ありがとうございました。

4月から湯沢市に戻りました。今後は秋田県協会の一員としてよろしくお願いします。

平成19年度 秋田県介護支援専門員連絡協議会総会より

5月19日に秋田県社会福祉会館で行われた総会より、事業計画と収支予算、そして任期2年目になりますが役員一覧を掲載いたします。現在、日本介護支援専門員協会と各県支部の確実な会員把握・会員証の送付という事務局機能の向上が課題です。中期計画としては、地域ケアの重要な役割を担う介護支援専門員組織として、次期介護保険制度改革を見据えた活動が求められています。

平成19年度 秋田県介護支援専門員連絡協議会 事業計画

〔活動方針〕

平成19年度から、本県では全ての市町村に地域包括支援センターが設置され、平成18年4月からの改正介護保険制度に基づく介護予防サービスの提供や、予防マネジメントについてもより本格的に実施されることとなり、予防の分野においても介護支援専門員が専門性やスキルをより発揮していくことが期待されている。

そうしたなか、昨年度から組織を刷新して介護支援専門員のスキルアップと日本介護支援専門員協会との連携による種々の情報提供システム利用支援、地区組織での活動支援などの事業に取り組んできたところである。

今年度はさらに組織の基盤と資金的基盤を強化し、今後数年間で事業全体の質・量を底上げしていくことを目指した中期計画を明確に策定するとともに、昨年度県内三地区体制の整った地区組織との連携を強化しながら各種事業を展開する。

〔事業計画内容〕

1. 組織の強化・拡大

会員の加入促進を図るために、各地区組織において未加入者への情報提供並びに呼びかけを積極的に行うほか、会則に記載される部会の設置や委員構成について検討し、組織基盤を強化する。

2. 会務の運営

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1) 総会 (年1回5月19日(土)) | 2) 理事会 (年5回) |
| 3) 監事会 (年1回) | 4) 部会 (必要に応じ開催) |

3. 各地区研修会の開催・助成

介護保険制度改革に向け、当面する課題等への対応の検討が求められており、各地区単位で自主的に行う文書発送や広報活動などの組織活動に対し助成する。

助成額 1地区 50,000円

4. 研修会の開催

〔第1回研修会〕

県協議会総会終了後、資質向上並びに知識等共有するため講演会を行う。

期 日 平成19年5月19日(土)

会 場 秋田県社会福祉会館 10階 大会議室

対象者 会員及び県内の介護支援専門員

内 容 「こころへのアプローチ 対象喪失への対処という観点から」

秋田市立総合病院 医師 水俣 健一 氏

広報部Memo (第1回研修会より)

「対象喪失」という初めて出会う言葉を、具体的な意味でキャッチできるか心配しつつ水俣先生の講義を聞かせていただきました。大切なものの喪失が、うつ病やPTSDを引き起こし、見えない心のギブスを抱えながら、入院加療等の援助機会を逸し、交通事故死の4倍以上という自殺者の要因にもなっている衝撃的な現実問題に対し、援助者はチームであたらなければならないという気持ちを一層強くしました。

〔各地区研修会〕

各地区にて全体研修会をそれぞれ開催する。企画・運営は各地区組織主体となっていく。

期 日 平成19年6月頃～2月頃

会 場 県内3地区（県北・中央・県南）

内 容 各地区にて企画・県レベルから全県に案内・取りまとめは各地区

5. 情報活動の展開

制度改正等の動きや各地区組織における取り組みを紹介するとともに、会員への情報提供のあり方を研究しながら、広報活動に努める。また、今年度は各会員ひとりひとりに対する年2回の広報誌発行を行う。

6. 日本介護支援専門員協会全国会議、研修等への協力及び参加

1) 日本介護支援専門員協会への代議員の派遣

2) 介護支援専門員協会研究大会・勤務体系別研修等への参加

7. 関係機関・団体の会議・研修等への参加協力

平成19年度 秋田県介護支援専門員連絡協議会 役員一覧

〔 自:平成18年 4月 1日 至:平成20年 3月31日 〕

会 長・・・	福本 雅治	(県北地区介護支援専門員協議会)
副会長・・・	綿貫 哲	(県南地区介護支援専門員協議会)
	岩谷 淳志	(中央地区介護支援専門員協議会)
理 事・・・	松橋 照己	菊地 真人 (県北地区介護支援専門員協議会)
	泉 正樹	佐々木佳緒理 (中央地区介護支援専門員協議会)
	浅利 和磨	赤平 京子 (県南地区介護支援専門員協議会)
事務局・・・	根田 一	小松 弘幸 (秋田県社会福祉協議会 施設福祉課)

新潟県介護支援専門員協議会への義援金について

7月16日に発生しました新潟県中越沖地震の被災地の皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、新潟県のケアマネージャーの皆さんも大変な状況にある中で、担当されている要介護高齢者の状況把握に努め、行政機関への情報提供を行うといった活動を行っている方々も少なくないだろうと思います。そのご苦労はやはり想像を超えるものであります。

私たちは、大きな支援を送ることが出来ないケアマネージャーの一人ひとりかもしれませんが、新潟県・長野県の協議会に義援金を送ることにより被災地のケアマネージャーの皆さんの活動を支援できればと考えております。皆様の御支援をお待ちしております。

秋田県介護支援専門員連絡協議会 会長 福本雅治

1. 義援金の使い方

新潟県介護支援専門員協議会の被災者支援活動及び日本介護支援専門員協会を通じた国への状況把握連絡費として協議会に寄付

2. 受付期間

平成19年9月30日

3. 義援金取り扱い窓口

秋田銀行 本店 普通預金 421252 振込先宛名 秋田県介護支援専門員連絡協議会 会長 福本雅治

平成19年度 秋田県介護支援専門員連絡協議会 収支予算

(収入)

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)	備考
1. 会費収入	3,803,500	4,580,500	△ 777,000	県北地区 大館鹿角 @1,500×223人=334,500 鷹巣阿仁 @1,500×82人=123,000 能代山本 @1,500×113人=169,500 中央地区 男鹿南秋 @1,500×87人=130,500 秋田市 @1,500×176人=114,000 (賛助会員) @2,000×4か所=8,000 本荘由利 @1,500×106人=159,000 県南地区 大曲仙北 @1,500×59人=88,500 横手平鹿 @1,500×117人=175,500 湯沢雄勝 @1,500×130人=195,000 日本介護支援専門員協会会費 @2,000×1,093人=2,186,000 日本介護支援専門員協会賛助会費 @30,000×4か所=120,000
2. 事業収入	75,000	250,000	△ 175,000	第1回研修会参加費 @500×150=75,000
3. 還元金収入	238,600	0	238,600	日本介護支援専門員H18年度会員取扱手数料 正会員@200×1,093人=218,600 賛助会員@5,000×4か所=20,000
4. 寄付金収入	1,000	1,000	0	
5. 雑収入	1,000	1,000	0	預金利子等
6. 繰越金収入	47,082	189,434	△ 142,352	
計	4,166,182	5,021,934	△ 855,752	

(支出)

(単位：円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減(△)	備考
1. 会議費	430,000	220,000	210,000	理事会 300,000 監事会 30,000 部会等 100,000
2. 事業費	550,000	700,000	△ 150,000	
①研修会等開催費	100,000	250,000	△ 150,000	第1回研修会 100,000
②圏域組織助成金	450,000	450,000	0	@150,000×3地区
3. 全国等会議・研修費	100,000	100,000	0	旅費が支給されない関係会議への役員出席旅費
4. 全国等会費	2,306,000	3,909,000	△ 1,603,000	日本介護支援専門員協会会費・賛助会費
5. 広報費	226,000	0	226,000	会報発送費 @80×1,100×2回=176,000 会報印刷費用・紙代等 50,000
6. 事務費	280,000	85,000	195,000	通信運搬費 20,000 振込手数料 10,000 事務委託費 250,000
7. 予備費	274,182	7,934	266,248	
計	4,166,182	5,021,934	△ 855,752	

日本介護支援専門員協会：平成19年度第1回通常総会より（報告）

（平成19年5月27日）

秋田県介護支援専門員連絡協議会 理事 菊地 真人
（県北地区介護支援専門員協議会）

平成19年5月27日東京において、日本介護支援専門員協会総会が開催され秋田県からは代議員として福本会長と菊地理事が出席してまいりました。

開催にあたり日本協会木村会長より挨拶がありました。会員数が5月末にて38,000人を超えたこと、都道府県支部は43支部になったが全国の支部設立へ向け努力していくこと。介護サービス事業所の不正問題を受け、介護支援専門員としての倫理性、法令順守の徹底。次回介護報酬改定へ向けて、介護支援専門員の意見を聴取し部会等で検討していくこと等のお話がありました。また、今回あわせて行われるはずであった、公益法人化の設立総会は、主務官庁へ提出した定款等の確認作業が遅れているため間に合わなかった、引き続き早期の取得を目指し折衝していくとのことでした。

総会議案である、18年度事業報告、決算報告は参加87名の全国からの代議員にて審議が行われ74名の賛成にて了承されました。地区ブロックからの質疑応答では東北ブロックからは福島県が代表し、支部研修のバックアップとして講師の養成、協会会員管理システムの徹底を要望しました。

その後引き続き行われた全国選出理事改選では定員11名のところ12名の立候補があり、各人からの演説の後投票が行われ、平成19年度の理事が、以下の通り決まりました。なお、任期は平成20年度までの2年間です。

会長	木村 隆二（青森県）		
副会長	山内 孝（福岡県）	濱田 和則（大阪府）	鷺見よしみ（山梨県）
理事	長谷川佳和（埼玉県）	落久保裕之（広島県）	桑島 英治（大分県）
	森上 淑美（兵庫県）	折茂賢一郎（群馬県）	高橋恵美子（三重県）
	助川未枝保（千葉県）		

なお、詳細につきましては日本協会のホームページにもアップされておりますので、そちらをご参照ください。

日本協会ではこれからも推進役となりケアマネジメントの確立をしていくとし、後期高齢者医療制度や介護報酬改定にむけ平成19年度を重要な年と位置づけております。そのためにもホームページを通じて会員への情報提供、収集を行っていききたいとのことでした。

予算の関係もあり日本協会からの情報はホームページが中心になるかと思われまますので皆様も定期的にチェックしましょう。

※ 日本介護支援専門員協会 HP (<http://www.jcma.gr.jp/index.html>)

【「第2回 日本介護支援専門員協会全国大会 in 大阪」を開催】

「第2回 日本介護支援専門員協会全国大会 in 大阪」の開催が決定いたしましたのでお知らせいたします。なお、本大会は「第7回 近畿介護支援専門員研究大会 大阪大会」も併設いたします。

日 時：2008年2月16日(土) 13:00~17:30 2月17日(日) 9:00~16:00

会 場：マイドームおおさか（大阪市中央区本町橋2-5）
大阪商工会議所（大阪市中央区本橋橋2-8）

※ 詳細は、日本介護支援専門員協会HPにてご確認ください。

「介護支援専門員倫理綱領」が採択されています。

現在、わたしたち介護支援専門員は、介護保険制度の要、そして地域住民から厚い信頼を得なければならない専門職として、ますます高い「倫理性」が求められています。日本介護支援専門員協会では「介護支援専門員 倫理綱領」を平成19年3月25日の通常総会において採択しています。

介護支援専門員 倫理綱領

前 文

私たち介護支援専門員は、介護保険法に基づいて、利用者の自立した日常生活を支援する専門職です。よって、私たち介護支援専門員は、その知識・技能と倫理性の向上が、利用者はもちろん社会全体の利益に密接に関連していることを認識し、本倫理綱領を制定し、これを遵守することを誓約します。

条 文

(自立支援)

1. 私たち介護支援専門員は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の基本的人権を擁護し、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者本位の立場から支援していきます。

(利用者の権利擁護)

2. 私たち介護支援専門員は、常に最善の方法を用いて、利用者の利益と権利を擁護していきます。

(専門的知識と技術の向上)

3. 私たち介護支援専門員は、常に専門的知識・技術の向上に努めることにより、介護支援サービスの質を高め、自己の提供した介護支援サービスについて、常に専門職としての責任を負います。また、他の介護支援専門員やその他専門職と知識や経験の交流を行い、支援方法の改善と専門性の向上を図ります。

(公正・中立な立場の堅持)

4. 私たち介護支援専門員は、利用者の利益を最優先に活動を行い、所属する事業所・施設の利益に偏ることなく、公正・中立な立場を堅持します。

(社会的信頼の確立)

5. 私たち介護支援専門員は、提供する介護支援サービスが、利用者の生活に深い関わりを持つものであることに鑑み、その果たす重要な役割を自覚し、常に社会の信頼を得られるよう努力します。

(秘密保持)

6. 私たち介護支援専門員は、正当な理由なしに、その業務に関し知り得た利用者や関係者の秘密を漏らさぬことを厳守します。

(法令遵守)

7. 私たち介護支援専門員は、介護保険法及び関係諸法令・通知を遵守します。

(説明責任)

8. 私たち介護支援専門員は、専門職として、介護保険制度の動向及び自己の作成した介護支援計画に基づいて提供された保健・医療・福祉のサービスについて、利用者に適切な方法・わかりやすい表現を用いて、説明する責任を負います。

(苦情への対応)

9. 私たち介護支援専門員は、利用者や関係者の意見・要望そして苦情を真摯に受け止め、適切かつ迅速にその再発防止及び改善を行います。

(他の専門職との連携)

10. 私たち介護支援専門員は、介護支援サービスを提供するにあたり、利用者の意向を尊重し、保健医療サービス及び福祉サービスその他関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、当該介護支援サービスを総合的に提供します。

(地域包括ケアの推進)

11. 私たち介護支援専門員は、利用者が地域社会の一員として地域での暮らしができるよう支援し、利用者の生活課題が地域において解決できるよう、他の専門職及び地域住民との協働を行い、よって地域包括ケアを推進します。

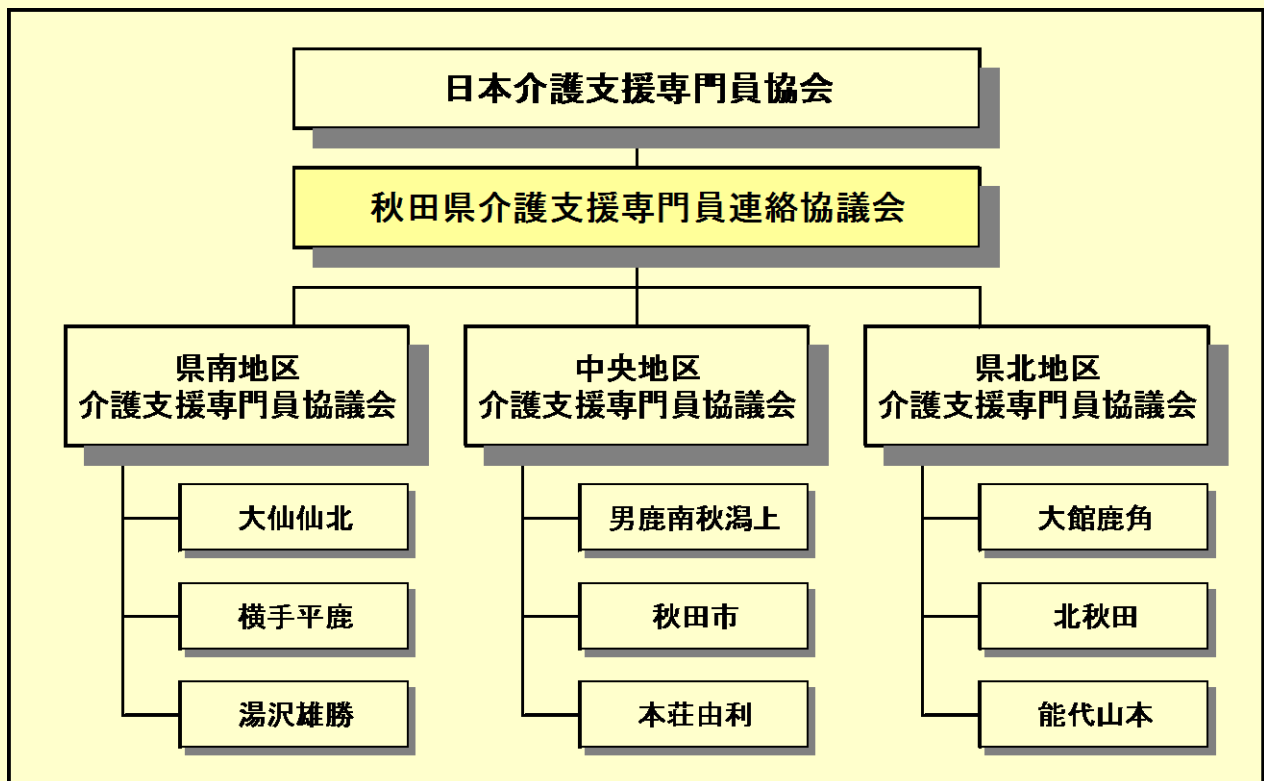
(より良い社会づくりへの貢献)

12. 私たち介護支援専門員は、介護保険制度の要として、介護支援サービスの質を高めるための推進に尽力し、より良い社会づくりに貢献します。

各地区インフォメーション

秋田県介護支援専門員連絡協議会はとして位置づけられており、県内3地区の介護支援専門員協議会で組織されています。今回は、各地区の協議会を紹介します。

【秋田県介護支援専門員連絡協議会 組織関連図】



県北地区介護支援専門員協議会

地区会長 福本 雅治（鹿角市地域包括支援センター）
 事務局 浅水 和也（鹿角市社会福祉協議会）TEL. 0186-23-2165 FAX.23-2850
 地区会員 364名（平成19年7月10日現在）
 地区構成 大館鹿角・北秋田・能代山本

【地区の特色】 平成18年4月1日に、大館・鹿角、鷹巣・阿仁、能代・山本の三圏域組織を統合し、県内で一番早く広域組織化が行われました。これまで旧圏域の活動に温度差が見られておりましたが、広域組織により積極的に研修会を中心とした活動を展開し、介護支援専門員の資質向上に努めております。

【主な活動内容】 毎回、最新の情報を得たいという会員の希望により、多彩な講師を招き研修会を中心に活動しております。昨年度は「小規模多機能居宅介護」や「スーパービジョン研究」の他、介護支援専門員のメンタルヘルスについても研修しました。今年度は「先進地視察」や今後の介護保険制度の方向性について、厚生労働省から講師を招き研修会を開く予定にしております。

【コメント】 これまで会員相互の相談や情報交換など気軽できていたが、広域組織化により相談体制が軟弱化したという声もあり、今後は会員相互の相談機能の充実を図っていきたいと思います。

中央地区介護支援専門員協議会

地区会長 岩谷 淳志（ケアプランセンターてんのう）
 事務局 清水由美子（清水社会福祉士事務所）Tel.018-839-2268 FAX.838-4888
 地区会員 未定（平成19年8月31日が会費納入期限です。）
 地区構成 男鹿南秋潟上・秋田市・本荘由利

【支部の特色】 秋田県のやや中央に位置しているため、県内の皆さんが比較的集まりやすいということだけが現在の特色かもしれない平成19年3月20日に設立総会を行った3つの地区で最も若い組織です。これから皆さんと一緒に特色を作り上げていければ!という気持ちです。

【主な活動内容】 設立後の活動としては7月13日（金）に「緩和ケアと看取り」をテーマに研修会を開催しております。市立秋田総合病院の橋爪先生から講義をいただきました。介護支援専門員には、様々なものが求められていますが、本当に苦しんでいる人とのコミュニケーションの大切さをあらためて痛感しました。実は、昨年10月に一度、中央地区単位ではじめての研修会を行っています。このときも秋田大学医学部の佐々木久長先生からコミュニケーションをテーマに講義・演習をしていただきました。ケアマネには本来容易に身につけることの出来ないことが必要とされることも多いと感じることもありますが、「適切なコミュニケーションを実践する能力」もそのひとつかもしれません。「今そして近い将来必要なこと」を地区活動として少しずつ実践していきたいと考えております。

【コメント】 新潟の地震でもケアマネジャーが活躍したことでしょう。困ったときに頼りになるのがケアマネジャーですが、ケアマネジャーが困ったときにはどうするのか。地区協議会が互いに助け合える協議会でもあるようにという目標は掲げ続けていきたい。

県南地区介護支援専門員協議会

地区会長 高橋 義直（秋田県厚生連仙北指定居宅介護支援事業所）
 事務局 浅利 和磨（仙北市包括支援センター）Tel.0187-43-9071 FAX.43-9070
 地区会員 約300名（平成19年6月30日現在）
 地区構成 湯沢雄勝 横手平鹿 大曲仙北

【地区の特色】 岩手県・宮城県・山形県の3県に面し、3地区の中で唯一海は無いものの湖（何と言う湖でしょうか？）があり、小安峡・栗駒・乳頭温泉峡など自然に恵まれた環境と、小野小町…美人（男女ともに）の出どころとしても全国に名をとどろかせております。美味しいお酒も各種ありますので、12月に開催予定の全県対象研修会の際には、県北地区、中央地区の皆様、是非「海の魚」をご持参いただき、共に熱く語り合えることを心待ちにしております。

【主な活動内容】 昨年10月に設立後、平成18年度は組織体制の確立を主目標に掲げて取り組みを進めてまいりました。そして今年度は、会員の専門性の向上や心身の健康を重視しながら、地域に根ざした活動を目指して取り組みを進めております。渉外広報委員会・学術研修委員会・制度運用委員会・レクリエーション委員会の4つの委員会を中心に、各委員会が自主性を発揮しながらも連携し合い、一人ひとりの声が反映できる会であることを念頭に、会員へのアンケート調査を実施しております。特徴的なのはレク委員会かと思いますが、総会後の懇親会はレク委員会が担当し、ゲームやクイズなどテーブル毎グループになり、熱い戦いが繰り広げられました。

県南4649!!

【お知らせ】
秋田県健康福祉部長寿社会課より



～ 介護支援専門員研修等に関するお知らせ ～

(1) 介護支援専門員証の交付・有効期間について

- ◆介護支援専門員証の有効期間5年です。
有効期間は、申請により更新されますが、「更新研修」をうける必要があります。
ただし、「更新研修」の課程に相当するものとして研修を修了した方については、この限りではありません。
- ◆介護支援専門員として従事する場合は、専門員証を携帯する必要があります。
※平成17年度までに介護支援専門員試験に合格し、介護支援専門員として登録されている方は、「介護支援専門員登録証明書」を「介護支援専門員証」とみなして使用することとなります。新登録番号・有効期間満了日については、各個人あてに通知済み（A4版用紙）です。
- ◆氏名や住所等の変更がある場合や専門員証を紛失した場合は、再交付の手続きが必要となります。
- ◆登録都道府県以外の事業所・施設に従事するときは、登録移転をすることができます。
- ◆介護支援専門員登録や書換等申請書の様式は、秋田県庁のホームページ（美の国あきたネット）に掲載されております。

(2) 各種研修について

- ◆秋田県では、研修事業を（財）秋田県長寿社会振興財団（LL財団）に委託しています。
申込み・日程等の詳細については、LL財団のホームページに掲載されております。

研修名	対象者
介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者
介護支援専門員実務従事者基礎研修	介護支援専門員として実務についてから1年未満の者 (対象となる方は、必ず受講すること)
介護支援専門員専門研修 ○専門研修課程Ⅰ	介護支援専門員としての実務について6ヶ月以上の者
○専門研修課程Ⅱ	介護支援専門員としての実務について3年以上の者
介護支援専門員更新研修	介護支援専門員証の有効期間の更新をするためには、受講が必要。 有効期間が満了する1年以内に受講すること。 ※実務経験の有無で研修の内容が異なる。
介護支援専門員再研修	登録後5年以上実務に従事していない、または実務経験あるが5年以上実務に従事していない者で、新たに介護支援専門員証の交付をうけようとする者
主任介護支援専門員研修	①選任の介護支援専門員として、従事期間が通算5年以上 ②ケアマネジメントリーダー養成研修の修了者または認定ケアマネージャーで、選任の従事期間が通算3年以上 ③主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者



問い合わせ先： 秋田県長寿社会課 介護保険班 TEL:018-860-1366

平成19年度秋田県介護支援専門員連絡協議会行事予定表（4月～7月）

4月			5月			6月			7月		
1	日		1	火		1	金		1	日	
2	月		2	水		2	土		2	月	
3	火		3	木		3	日		3	火	専門研修Ⅰ（2組目）
4	水		4	金		4	月		4	水	専門研修Ⅰ（2組目）
5	木		5	土		5	火		5	木	専門研修Ⅰ（2組目）
6	金		6	日		6	水		6	金	
7	土		7	月		7	木		7	土	
8	日		8	火		8	金		8	日	
9	月		9	水		9	土		9	月	
10	火		10	木		10	日		10	火	
11	水		11	金		11	月		11	水	県地域ケア検討委員会
12	木		12	土		12	火	専門研修Ⅰ（1組目）	12	木	専門研修Ⅱ
13	金		13	日		13	水	専門研修Ⅰ（1組目）	13	金	中央地区第1回研修会臨時総会 専門研修Ⅱ（1組目）
14	土		14	月		14	木	専門研修Ⅰ（1組目）	14	土	専門研修Ⅱ（1組目）
15	日		15	火		15	金		15	日	専門研修Ⅱ（1組目）
16	月		16	水		16	土	第2回理事会	16	月	
17	火		17	木		17	日		17	火	
18	水		18	金	県南地区総会	18	月		18	水	
19	木		19	土	県総会・研修会	19	火		19	木	専門研修Ⅱ
20	金		20	日		20	水		20	金	専門研修Ⅱ
21	土		21	月		21	木	専門研修Ⅰ（1組目：全県） 専門研修Ⅰ（2組目：県北）	21	土	専門研修Ⅱ 第2回広報部会
22	日		22	火		22	金	専門研修Ⅰ（1組目）	22	日	
23	月		23	水		23	土		23	月	
24	火		24	木		24	日	専門研修Ⅰ（1組目）	24	火	
25	水		25	金		25	月		25	水	
26	木		26	土		26	火		26	木	
27	金		27	日		27	水		27	金	
28	土	県北地区総会・ 第1回研修会	28	月		28	木		28	土	県北地区 (スーパービジョン研修会)
29	日		29	火		29	金		29	日	
30	月		30	水		30	土	第1回広報部会	30	月	
			31	木					31	火	

平成19年度秋田県介護支援専門員連絡協議会行事予定表（8月～11月）

8月			9月			10月			11月		
1	水		1	土		1	月	県南地区研修会予定	1	木	実務従事者基礎研修 (2組目)
2	木		2	日		2	火		2	金	実務従事者基礎研修 (2組目)
3	金		3	月	県北地区(先進地視察 研修会)新潟県長岡市	3	水		3	土	実務従事者基礎研修 (2組目)
4	土		4	火	専門研修Ⅱ(3組目)	4	木		4	日	
5	日		5	水	専門研修Ⅱ(3組目)	5	金		5	月	
6	月		6	木	専門研修Ⅱ(3組目)	6	土		6	火	
7	火	専門研修Ⅰ(3組目)	7	金	実務従事者基礎研修 (1組目)	7	日	主任介護支援専門員研修	7	水	
8	水	専門研修Ⅰ(3組目)	8	土	第3回理事会	8	月	主任介護支援専門員研修	8	木	
9	木	専門研修Ⅰ(3組目)	9	日		9	火	秋田わか杉国体閉会	9	金	
10	金		10	月		10	水		10	土	
11	土		11	火	実務従事者基礎研修 (1組目)	11	木		11	日	
12	日		12	水	実務従事者基礎研修 (1組目)	12	金		12	月	
13	月		13	木	実務従事者基礎研修 (1組目)	13	土		13	火	
14	火		14	金		14	日		14	水	就職総合フェア ビューホテル
15	水		15	土		15	月		15	木	
16	木		16	日		16	火	主任介護支援専門員研修	16	金	主任介護支援専門員研修
17	金		17	月		17	水		17	土	主任介護支援専門員研修 第4回理事会
18	土		18	火		18	木		18	日	
19	日		19	水		19	金		19	月	
20	月		20	木		20	土		20	火	
21	火	専門研修Ⅰ(3組目)	21	金		21	日		21	水	主任介護支援専門員研修
22	水	専門研修Ⅰ(3組目)	22	土		22	月		22	木	主任介護支援専門員研修
23	木	専門研修Ⅰ(3組目)	23	日		23	火	実務従事者基礎研修 (2組目)	23	金	
24	金		24	月		24	水	県社会福祉大会 大仙市	24	土	
25	土	県北地区第2回研修会	25	火		25	木		25	日	
26	日		26	水	主任介護支援専門員研修	26	金		26	月	
27	月		27	木	主任介護支援専門員研修	27	土		27	火	
28	火		28	金		28	日	秋田県介護支援専門員 実務研修受講試験	28	水	
29	水		29	土	秋田わか杉国体閉会	29	月		29	木	
30	木		30	日		30	火		30	金	
31	金					31	水				

平成19年度秋田県介護支援専門員連絡協議会行事予定表（12月～3月）

12月			1月			2月			3月		
1	土	県南地区研修会予定 全県対象	1	火		1	金		1	土	
2	日		2	水		2	土		2	日	
3	月		3	木		3	日		3	月	
4	火		4	金		4	月		4	火	
5	水		5	土		5	火		5	水	
6	木		6	日		6	水		6	木	
7	金		7	月		7	木		7	金	
8	土	県北地区第3回研修会 全県対象ケアプラン	8	火		8	金		8	土	
9	日		9	水		9	土		9	日	
10	月		10	木		10	日		10	月	
11	火		11	金		11	月		11	火	
12	水		12	土		12	火		12	水	
13	木		13	日		13	水		13	木	
14	金		14	月		14	木		14	金	
15	土		15	火		15	金		15	土	
16	日		16	水		16	土	全国大会 大阪	16	日	
17	月		17	木		17	日	↓	17	月	
18	火		18	金		18	月		18	火	
19	水		19	土		19	火		19	水	
20	木		20	日		20	水		20	木	
21	金		21	月		21	木		21	金	
22	土		22	火		22	金		22	土	
23	日		23	水		23	土	第5回理事会	23	日	
24	月		24	木		24	日		24	月	
25	火		25	金		25	月		25	火	
26	水		26	土		26	火		26	水	
27	木		27	日		27	水		27	木	
28	金		28	月		28	木		28	金	
29	土		29	火		29	金		29	土	
30	日		30	水					30	日	
31	月		31	木							

事務局だより

秋田県介護支援専門員連絡協議会第1号広報の発行にあたり、歴代会長並びに日本ケアマネ協会、県長寿社会課、(財)LL財団等、いろいろな方々から協力いただきました。今後、第2号と続いていくのですが創刊にたずさわることが出来、感無量です。事務局 根田

● 会員・賛助会員 募集！！

秋田県介護支援専門員連絡協議会では、新規会員及び賛助会員を募集しております。お申込み・お問い合わせは各地区協議会事務局までご連絡下さい。

- ・ 県北事務局 浅水 和也（鹿角市社会福祉協議会） Tel.0186-23-2165
- ・ 中央事務局 清水由美子（清水社会福祉士事務所） Tel.018-839-2268
- ・ 県南事務局 浅利 和磨（仙北市包括支援センター） Tel.0187-43-9071

● 日本介護支援専門員協会より「ロゴマーク」を再公募しています

当協会のロゴマークにつきましては、本年4月から5月にかけて第1回目の公募をし、候補作品数点を選考いたしました。ご応募をくださった皆様、ありがとうございました。前回お知らせしておりました期間が短かったため、再公募をすることにいたしました。選考された作品につきましては、再公募分とあわせて投票を行う予定です。ロゴマーク採用作品の応募者は、平成20年2月16～17日に開催される「第2回 日本介護支援専門員協会全国大会 in 大阪」にご招待し、開会式にて表彰いたします。

主旨・詳細等は、日本介護支援専門員協会HPをご覧ください。なお、応募締め切りは平成19年8月31日となっております。

● 平成19年度秋田県県北地区介護支援専門員協議会第2回研修会について

平成18年4月に介護保険制度が改正されて1年が経過しました。サービスの質の確保・向上、「介護保険制度はどのように変わっていくのか」「介護支援専門員の進むべき方向・果たすべき役割は何か」を見出すことを目的として研修会を開催します。

◎日 時 平成19年 8月25日（土） 午後1時00分 ～ 午後4時40分

◎会 場 北秋田市広域交流センター 多目的ホール

◎内 容 ○ビデオフォーラム（案） 「スーパービジョン研修について」

○講演 仮演題『介護保険制度のこれから～介護支援専門員の進むべき方向～』

厚生労働省老人保健局振興課 課長補佐兼介護支援専門官 遠藤 征也 氏

※ 詳細は、同封実施要綱をご確認ください。

第1号 （発行日 平成19年8月1日） 年2回発行

発行 秋田県介護支援専門員連絡協議会

事務局 〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉協議会内

Tel: 018-864-2711 Fax: 018-864-2701

E-mail: shisetsu@akitakensyakyoo.or.jp

広報部会

岩谷淳志（中央地区介護支援専門員協議会） 加倉井薫（県南地区介護支援専門員協議会）

袴田光樹（県北地区介護支援専門員協議会） 山崎弘子（中央地区介護支援専門員協議会）

綿貫 哲（県南地区介護支援専門員協議会）